

# 大阪府医師会社会保険通報

16. 9. 7  
第 694 号

## 福祉医療制度の再構築について

平成 16 年 9 月 大阪府健康福祉部国民健康保険課

大阪府独自の福祉医療制度について、今後とも持続可能な制度とするため、次のとおり改定します。

(改定は、16 年 11 月 1 日から実施)

### 【改定後の主な変更点】

#### 【①老人医療（65歳～69歳の方が対象）】

これまで助成対象であった市町村民税非課税世帯の方は、平成 16 年 11 月以降、新たに 65 歳になる方から対象外となります。

#### 【②一部負担金相当額等助成（65歳以上の方が対象）】

特定疾患患者等対象者の所得制限を「本人所得 239 万円（2人世帯）」に統一します。

また、以下の「③障害者医療」「④母子家庭医療」の助成要件に該当する方が対象となります。

※一部負担金相当額等助成については、平成 16 年 11 月 1 日から「一部負担金相手当額等助成」に名称が変わります。

#### 【③障害者医療】

所得制限を本人所得 162 万 1 千円（単身）に引き下げます。

#### 【④母子家庭医療】

18 歳になる年齢未満までの子どもと他の入院院へ対象を拡充し、新たに父子家庭等についても以下の要件と同様に助成します。

※母子家庭医療費助成については、平成 16 年 11 月 1 日から「ひとり親家庭医療費助成」に名称が変わります。

#### 【⑤乳幼児医療】

通院助成を 2 歳児にまで拡充します。

(なお、上記各助成を受けることができる対象者の範囲等については、市町村により異なる場合があります。)

目	次
会計監査院地請求による滞納算定 ..... 2	医薬品の適応外表りについて ..... 6
義務支援に関する市町村への情報収集 ..... 3	新たに保険適用が認められた検査 ..... 7
医療費控除に関する診療費算定提供書（様式 9） ..... 4	新刊紹介「治療必リスト」 ..... 8
滞納完済に関する診療情報提供書（様式 10） ..... 5	新刊紹介「診療所のための検査実験」 ..... 9